

## 大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等の締結について

大飯発電所に係る京都府域の安全を確保するため、京都府、関係市町、関西電力株式会社との間で平成29年8月17日に協定(安全協定・通報連絡協定)等を締結

### 1 大飯発電所に係る京都府、綾部市、南丹市との安全確保等に関する協定

項 目	主 な 内 容
増設に係る建設計画及び重要な変更の事前報告 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所増設に係る建設計画及び原子炉施設の重要な変更は事前に報告しなければならない。</li> <li>・ 府は意見を述べることができる。</li> </ul>
輸送計画の事前連絡 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物について府域を通過して輸送するときは事前に連絡する。</li> </ul>
平常時の連絡(第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所建設工事の進捗状況などを定期的に連絡する。</li> </ul>
異常時の連絡(第5条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常事態が発生したときは直ちに連絡する。</li> </ul>
現地確認 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要があれば府は現地確認できる。</li> <li>・ 府は意見を述べることができる。</li> </ul>
原子力防災対策 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西電力は防災対策の充実強化、連絡体制の整備及び教育訓練を実施しなければならない。</li> <li>・ 関西電力は府の防災対策に協力しなければならない。</li> </ul>

### 2 大飯発電所に係る舞鶴市、京都市、京丹波町の安全確保に関する通報連絡等協定

項 目	主 な 内 容
平常時の連絡(第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所建設工事の進捗状況などを定期的に連絡する。</li> </ul>
異常時の連絡(第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常事態が発生したときは直ちに連絡する。</li> </ul>
原子力防災対策 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西電力は防災対策の充実強化、連絡体制の整備及び教育訓練を実施しなければならない。</li> <li>・ 関西電力は市の防災対策に協力しなければならない。</li> </ul>

### 3 大飯発電所に係る地域協議会に関する確認書 【京都府・京都市・舞鶴市・綾部市・南丹市・京丹波町】

項 目	主 な 内 容
情報提供 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府は、通報連絡等協定に記載の無い、府に対する関西電力からの報告・連絡、府の意見をUPZ市町(5市町)に情報提供する。</li> </ul>
地域協議会(第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府及びUPZ5市町は、原子力防災対策に係る情報交換及び連携を図るため地域協議会を設置</li> <li>・ 必要と認める場合には、関西電力に対し地域協議会において説明するよう要請する。</li> </ul>

### 4 高浜発電所に関する通報連絡等協定(協定締結)

これまで協定がなかった隣々接市町(福知山市、宮津市、南丹市、京丹波町)について、上記2と同様の通報連絡等協定を締結(H29.10.31)

隣々接町である伊根町については、同様の協定は締結できなかったが、地域協議会の求めにより、隣々接市町と同様の対応を取ることを関電が確約。